

第3回 こどもデータ連携ガイドライン検討会

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

2023年7月27日

議題

日時：令和5年7月27日（木） 10:30-12:00

形式：Teams会議

- 1 ガイドライン構成案についての議論 90分

本会議は、検討会メンバーの皆様にこども家庭庁「こどもデータ連携ガイドライン」の作成方針、記載内容をご説明し、ご指摘やご意見等あれば頂戴することを目的としています。

● **作成方針のご説明**

- 作成方針に関して、昨年度のデジタル庁「実証事業ガイドライン」との違いに関して、①記載目的②記載範囲③記載粒度の観点からご説明させていただきます。

● **記載内容のご説明**

- 作成方針を踏まえて、こども家庭庁こどもデータ連携ガイドラインにどのように方針を反映させていくかに関して説明させていただきます。

こどもデータ連携の政策目的に応じた発展的な取組として、有望なデータ項目を用いた潜在的に支援が必要なこどもたちへの予防的な支援を記載します。

■ 発展的な取組の内容

- 基本連携データ項目に加えて、支援が必要なこどもの判定に寄与すると考えられる「**有望なデータ項目**」を実証的に用いて、潜在的に支援が必要なこどもたちを把握し、**プッシュ型の支援**につなげること。※「有望なデータ項目」については、実証を通して継続的にデータの蓄積・分析を行い、困難類型との関連性・有効性を検証すること。

■ 発展的な取組の業務の流れ

	情報収集	判定	対応方針の決定	見守り・支援	フォローアップ・検証
業務概要	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取得元システムから、「基本連携データ項目」及び地方公共団体が政策目的に応じて設定した「有望なデータ項目」を取得する。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「基本連携データ項目」及び「有望なデータ項目」を分析した結果、支援の必要性を確認する対象のこどもを抽出。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 判定の結果、支援対象者・支援の必要性確認の対象者となったこどもに対してどのような対応を行うかを検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 決定した対応方針に従って見守り・支援を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 見守り・支援の結果を踏まえて、困難を抱えたこどもを把握し、支援を届けることができたかを検証する。
重要な観点	連携するデータは 各地方公共団体の政策目的に応じて、必要な範囲の対象となるこども とする。	各地方公共団体の判定ロジック に基づき対象者を絞り込む。	対応方針の検討や支援を実施する際には、「基本連携データ項目」、「有望なデータ項目」に限らず ケース毎に必要な情報を適宜収集し、活用 する。 また、多様な角度からアセスメントを行い、有効な支援を検討する。	継続的に検証を行い、効果的な支援につなげる。	

ガイドライン策定に向けた こどもデータ連携についての調査研究

ガイドラインの構成案に関する討議資料

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

2023年7月27日

アジェンダ

1. 本会議で議論させていただきたい事項

2. ガイドラインの作成方針に関して

3. ガイドラインの記載内容に関して

こども家庭庁「こどもデータ連携ガイドライン」はデジタル庁「実証事業ガイドライン」と記載目的、記載範囲、記載粒度が異なります。

デジタル庁「実証事業ガイドライン」

こども家庭庁「こどもデータ連携ガイドライン」

記載目的

- ✓ データ連携を手段として、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型支援につなげる取組の実証を行うにあたって、参考となる考え方や留意点等を示すもの。

- ✓ データ連携を手段として、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型支援につなげる取組を推進する際に、準拠すべき点や参考にできる点を記載し、全国の地方公共団体のこども支援関係職員がこどもデータ連携の取組を実証的に進めるための指針を示すもの。
- ✓ この中で、標準的な取組モデルとして、「基本連携データ項目」の利用を前提とした取組、地方公共団体の政策に応じた発展的な取組モデルとして「基本連携データ項目」に加えて、「有望なデータ項目」を活用する取組を示す。

記載範囲

- ✓ データ連携を手段として、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型支援につなげる取組を記載。
- ✓ 地方公共団体内部での連携に関して記載。

- ✓ 全ての地方公共団体に取り組むべき基本的な取組について記載する。
- ✓ 政策目的に応じて地方公共団体に取り組む発展的な取組について記載する。
- ✓ 地方公共団体内部及びNPO等民間団体も含む外部機関との連携に関して記載する。

記載粒度

- ✓ 実証を行う上で考えるべき論点について、正確に、詳細に記載する

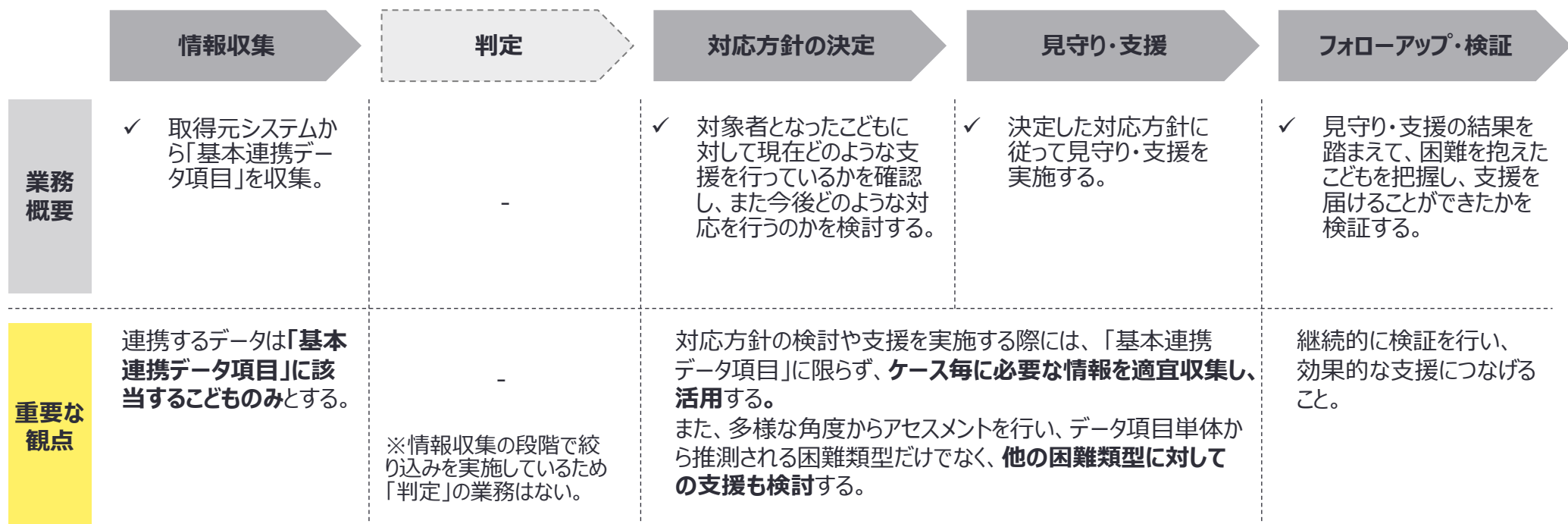
- ✓ こどもデータ連携事業を取組む際に必要な情報を専門性を落とし、具体的な事例等を交えて簡潔に記載する。

全ての地方公共団体がこどもデータ連携事業で実施すべき基本的な取組として、既に困難を抱えているこどもたちへの支援を記載します。

■ 基本的な取組の内容

- データ項目単体で困難類型を推測できる「**基本連携データ項目**」に該当する困難を抱えているこどもたちに、多様な観点から、支援が届いているか、支援が十分であるか等をはじめとするアセスメントを行い、**確実に適切な支援を届けること。**

■ 基本的な取組の業務の流れ



デジタル庁「実証事業ガイドライン」を踏まえた課題整理に関するヒアリングで地方公共団体よりいただいたご意見を考慮し、なるべくわかりやすいガイドラインとなるように記載を行っていきます。

簡素化

- ✓ 条文や法的解釈等の専門的な論点が詳細な粒度で記載されている部分に関しては、取組に必要な部分を精査し簡素化を検討する。
- ✓ データ分析の手法等の専門的な論点が詳細な粒度で記載されている部分に関しては、取組に必要な部分を精査し簡素化を検討する。

一般化

- ✓ 専門的な内容の記載となっている部分に関しては、一般的なことも支援関係職員でもわかる粒度の記載に変更する。
- ✓ 専門的な用語が残ってしまう部分に関しては、用語集の作成や注釈を増やす等して対応を行う。

具体化

- ✓ 各章に記載した内容に関しては、好事例や標準的なモデルの記載を行い記載内容に関して具体的なイメージがわくように記載を行う。
- ✓ 地方公共団体が取組みを行うにあたって必要な手続きや業務フローに関しては、ひな形や標準的なフォーマット等を示し、作業の具体的なイメージがわくように記載を行う。

3.ガイドラインの記載内容に関して

ご説明させていただいた作成方針に基づき、ガイドラインを作成していきます。

章番号	章名	主要な論点	反映方針	有識者や地方公共団体へのコメント反映との紐づけ
1	はじめに	ガイドラインの背景・位置づけ	こどもデータ連携の取組において、多様な角度からアセスメントを行い、困難を抱えるこどもをより有効な支援に繋げるために準拠すべき点や参考にできる点を記載し、全国の地方公共団体のこども支援関係職員がこどもデータ連携事業の実証に積極的に取り組むための指標を示すもの。	-
		記載対象とする困難の種類	記載対象とする困難の種類は「自殺」、「虐待」、「貧困」、「ひきこもり」、「ヤングケアラー」、「不登校」、「いじめ」、「発達障がい」、「産後うつ」とする。	<ul style="list-style-type: none"> データ項目やシステム構成等、困難の種類観点で整理を行うパートを設ける。
		用語の定義	専門的な知見を有しないこども支援関係職員でもわかる粒度で記載。	<ul style="list-style-type: none"> 文章の専門性をおとしてほしい。 用語集の拡充、Q&Aの作成により、わかりやすいガイドラインとする。
2	業務実施手順	業務実施手順	「基本連携データ項目」の考え方及び基本的な取組の業務実施手順を記載する。 「有望なデータ項目」の考え方及び発展的な取組の業務実施手順を記載する。	<ul style="list-style-type: none"> 業務の流れに則した形で整理を行い、業務実施時に参照しやすいガイドラインとする。
		基本連携データ項目	データ項目単体で困難を推測できると考えられるものは最重要として扱い、先行的に「基本連携データ項目」として示す。	<ul style="list-style-type: none"> 困難の種類毎の標準的なデータの記載を検討する。
3	利用データ項目の選定	有望なデータ項目	支援が必要なこどもの判定に寄与すると考えられる「有望なデータ項目」について、実証事業での検証結果等を踏まえて記載する。	-
		主体の役割分担及び設定	主体の設定について具体例を記載する。	<ul style="list-style-type: none"> 主体の設定について具体例を記載する。

3.ガイドラインの記載内容に関して

ご説明させていただいた作成方針に基づき、ガイドラインを作成していきます。

章番号	章名	主要な論点	反映方針	有識者や地方公共団体へのコメント反映との紐づけ
5	個人情報の適正な取り扱い等	法的解釈、条文の説明	データの利用目的整理等こどもデータ連携に必要な部分のみ抜粋して記載する。	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法へ準拠した具体例を記載する。 実証や調査を踏まえて、標準的な手法の提示や事例の充実化を行う。 簡素化を行う。
		プライバシーに関する解釈、説明	情報利用に際し、プライバシーへの配慮が必要であることの記載を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 簡素化を行う。
		実証における法的な手続き	実証における法的な手続きの流れ、ひな形や好事例等を記載する。	<ul style="list-style-type: none"> 実証における法的な手続き（利用目的の整理、個人情報ファイル簿、本人同意等）の好事例を掲載する。 オプトインに関する具体例やフロー図などを作成する。
6	システム企画における留意点	こどもデータ連携における標準的なシステム	「基本連携データ項目」を連携するために必要な連携元システムや連携方法、機能、アクセス権限の設定方法等を具体例を交えて記載する。	<ul style="list-style-type: none"> ネットワークセグメントを跨った場合のデータ連携について、取組事例や汎用的な連携方法を記載する。 システム標準化、ガバメントクラウド、こども政策等のこどもデータ連携に影響を及ぼす政策、法制度の動向、展望を踏まえて、内容を記載する。
			実証にて、「有望なデータ項目」を連携した際の連携元システムや連携方法、機能等を事例として記載する。	
			システム標準化やガバメントクラウド等の方向性を踏まえ、「基本連携データ項目」を連携するにあたって標準化が必要な部分を課題や示唆として記載する。	

ご説明させていただいた作成方針に基づき、ガイドラインを作成していきます。

章番号	章名	主要な論点	反映方針	有識者や地方公共団体へのコメント反映との紐づけ
7	事業実施にあたってのデータ準備等	<p>アナログ情報の電子化</p> <p>データ加工</p> <p>名寄せ</p>	課題や解決方法等の事例を充実化させる。	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施にあたって必要となるデータ準備等について、課題や解決方法等を事例を交えて記載する。
8	システムによる判定機能の構築	「有望なデータ項目」の分析	支援対象の判定に寄与すると考えられる「有望なデータ項目」が特定の困難類型と関連性、有効性が認められるかについての分析事例や検証結果を記載する。	<ul style="list-style-type: none"> データ分析精度の向上施策（データ量の不足(教師データ等の不足等)、データの主観性・客観性の判断等）についての取組事例や汎用的な取組方針について記載する。
9	事業効果の評価・分析	中長期的なアウトカムの検証	事業を実施したことによる中長期のアウトカムの効果検証方法についての取組事例や汎用的な取組方針について具体例を交えて記載する。	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施したことによる中長期のアウトカムの効果検証方法についての取組事例や汎用的な取組方針について具体例を交えて記載する。
新章	データ連携により把握した子どもを支援につなげる方策	データ項目の支援現場への共有	地方公共団体が支援対象者の絞り込みを行う方法、体制、業務フロー及び生じる課題や「基本連携データ項目」を利用した支援の方法等を記載する。	<ul style="list-style-type: none"> リスク判定やアセスメントした結果の支援現場への接続や、支援現場での利用についての取組事例や汎用的な業務内容（主体の整理、業務プロセス等）について記載する。 情報が共有されることを嫌う利用者、生じる支援控えへの対応を検討する。
		データ連携により把握した子どもを支援機関につなぐ方法	地方公共団体内の支援担当者や地方公共団体外のNPO等民間団体が支援を行う際の体制、業務フロー、利用データ及び生じる課題等を記載する。	

3.ガイドラインの記載内容に関して

【参考】「令和3年度 貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データ連携・活用に向けた調査研究 報告書」等の先行研究も踏まえ、ガイドラインを作成します。

4.5.1.7 自治体を越えた連携

- ・転居の際に情報が十分に引き継がれず、対応が遅れ、虐待などの深刻な結果に陥ることは防がなければならない。どのように基礎自治体間の情報連携が可能とするか、検討する必要がある。
- ・情報連携における「幼保小の壁」「小中の壁」「中高の壁」が子供の状況把握を妨げている。組織を超えた情報連携を行い、これらの壁を克服できる仕組みとすべき。(再掲)
- ・基礎自治体と都道府県で子供関連施策における連携が必ずしも十分でないことがある。特に、中学校の所管は主に基礎自治体、高校の所管は主に都道府県であり、自治体間連携が必要になるために「中高の壁」は厚く、克服のニーズが高い。どのように基礎自治体と都道府県のデータ連携を行うのか、検討する必要がある。
- ・NPO等の民間団体に、契約により守秘義務をかけて情報共有することは難しい。

4.5.2 子供への支援

4.5.2.1 支援主体

- ・要対協など、既存の法的枠組みの柔軟な活用も選択肢となる。そのために、要対協などの体制の充実も必要。
- ・仮に学校を運用主体の場合、教師ではなく、SSWに支援の中心的役割が期待される。SSWの配置には地域差があり、全国的に不足しているため、その育成や配置について、財政面を含めて検討すべき。

4.5.2.2 支援策・届け方

- ・支援金のようにプッシュ型が馴染む支援策と、伴走型支援のように丁寧に行うべき支援策がある点に留意が必要。丁寧に行うべき支援をプッシュ型で押し付けると、

4.7.2 アクセス権

- ・データ連携の管理者・責任者がだれであるかを明確にしなければ、国民・住民から不安を招く。(再掲)
- ・アクセス権を、法令により守秘義務を負うことができる職に限定すべきではないか。NPO等の民間団体に、契約により守秘義務をかけて情報共有することは難しい。(一部再掲)

4.7.3 アクセス対象

- ・経済的困窮者やリスクが高い者の情報に限ってアクセス可能とすることも考えられる。

[令和3年度 貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データ連携・活用に向けた調査研究 報告書 \(cao.go.jp\)](#) より一部抜粋

こどもデータ連携に活かせる有識者のご意見等があるため、本調査にも活用します。

資料公開における留意事項

- ▶ 地方公共団体やNPO・民間団体等の特定の機関の非公開情報等が含まれたものは、非公開とさせていただきます。
- ▶ 非公開を前提とした意見や機微性が高い情報は公開することにより、誤解を生じさせるおそれがあるため、非公開とさせていただきます。検討結果はガイドラインや成果報告書をご参照ください。
- ▶ 各資料に記載している内容は、当該ガイドライン検討会実施時点の内容となります。

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://www.ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://www.ey.com)をご覧ください。

EYのコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超えるEYのコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（humans@center）、迅速にテクノロジーを実用化し（technology@speed）、大規模にイノベーションを推進し（innovation@scale）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくは[ey.com/ja_jp/consulting](https://www.ey.com/ja_jp/consulting)をご覧ください。

免責事項

1. 本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、こども家庭庁とEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「EY」という。）との間で締結した令和5年4月24日付けの「ガイドライン策定に向けたこどもデータ連携についての調査研究」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきこども家庭庁の便益のためだけに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではございません。
2. EYは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではございません。
3. 本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、EYは一切の責任を負うことはございません。